

平成24年度 岡山県水防協議会 概要

日時 平成24年 5月17日(木)
14:30～15:50
場所 県庁3階大会議室

1. 議事

- (1) 水防法の一部改正について(資料1)
- (2) 岡山県水防計画の改訂案について(資料2)
 - ・水防活動従事者の安全確保
 - ・特定緊急水防活動について
 - ・重要水防箇所の見直し
 - ・児島湾締切堤防水門等に関する通報について
 - ・その他軽微な事項の変更

→改訂案は、全会一致で承認された。

2. 講話

岡山地方気象台長 三河 哲也 様
「防災気象情報の利用について」

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長 植田 彰 様
「Xバンド MP レーダー雨量情報提供について」

平成24年度岡山県水防協議会

水防法の一部改正について

●津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等を行う。

概要

関係法律の規定の整備

- 津波防災地域づくりに関する法律において津波防護施設を位置づけることに伴い、関係規定を整備する。
- 津波防災地域づくりに関する法律において津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に係る規定を設けることに伴い、関係規定を整備する。
- その他所要の規定の整備。

水防法、建築基準法、土地収用法、都市計画法等の改正

法の施行に伴う津波災害対策等の強化のためのその他の措置

- 水防法の目的等の規定において「津波」を明確化する。
- 水防計画について、津波の発生時の水防活動等危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。
- 国土交通大臣は、著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、洪水、津波又は高潮により浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする。
- その他所要の規定の整備。

水防法等の改正

平成24年度岡山県水防協議会
岡山県水防計画の改訂案について

〈参考資料〉

- ・ 平成23年度 岡山県水防計画書

① 水防活動従事者の安全確保

水防法の一部改正により、水防活動従事者の安全確保を図るものである。
(「平成23年度岡山県水防計画書」P33、P36)

- 第6章水防管理団体の業務（「平成23年度岡山県水防計画書」P33）
第2節 業務
第1項へ安全確保を追記

1 安全確保

水防管理者は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全が確保されるよう、各水防管理団体の水防計画において、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で出動するよう、必要な措置を定めるものとする。特に津波発生時の活動においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、活動を行わず避難するものとする。

- 第8章水門及び樋門の操作（「平成23年度岡山県水防計画書」P36）
第1節として、安全確保を追記

第1節 安全確保

水門、樋門及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うとともに、特に津波発生時の閉鎖においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難するものとする。

② 特定緊急水防活動について

水防法の一部改正により、国による特定緊急水防活動を行うことができることとなった。
(「平成23年度岡山県水防計画書」P4)

第4項へ国土交通省中国地方整備局長の責任を追記

4 国土交通省中国地方整備局長（以下「中国地方整備局長」という。）の責任

中国地方整備局長は、洪水等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い侵入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（以下、特定緊急水防活動という）を行うことができる。また、中国地方整備局長は、特定緊急水防活動を行おうとするときは、予め当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知するとともに、水防本部長に通報するものとする。特定緊急水防活動を終了しようとするときも同様とする。（法32）

③ 重要水防箇所の見直し

県管理河川の重要水防箇所については、平成23年度の吉井川水系 加茂川・宮川・滝川・梶並川の堤防点検結果に基づき、新たに22箇所を追加指定するとともに、河川改修事業の完了等により、2箇所を削除する。

○ 重要水防箇所総括表（「平成23年度岡山県水防計画書」P175 別表第56号）

【現行】

区分 水系	県		国土交通省		岡山市		計	
	吉井川	170箇所	55,670m	179箇所	42,000m			349箇所
旭川	282箇所	80,365m	126箇所	28,530m	1箇所	100m	409箇所	108,995m
高梁川	130箇所	42,240m	134箇所	59,510m			264箇所	101,750m
その他の水系	229箇所	80,920m	—	—			229箇所	80,920m
海岸	10箇所	600m	—	—			10箇所	600m
合計	821箇所	259,795m	439箇所	130,040m	1箇所	100m	1,261箇所	389,935m

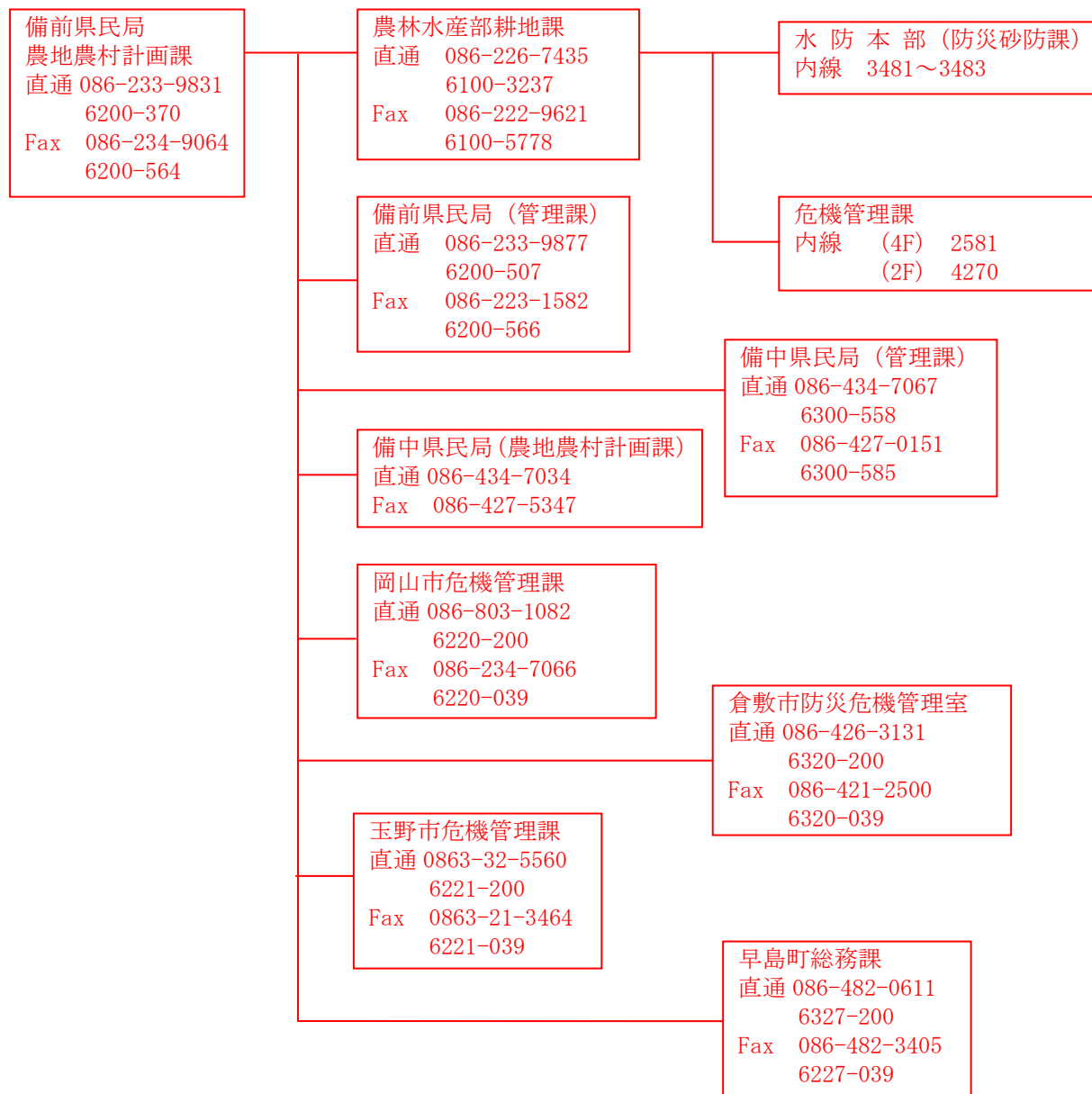
【変更後】

区分 水系	県		国土交通省		岡山市		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
吉井川	192	61,240	179	42,000			371	103,240
増減	+22	+5,570	0	0			+22	+5,570
旭川	282	80,365	126	28,530	1	100	409	108,995
増減	0	0	0	0			0	0
高梁川	130	42,240	134	59,510			264	101,750
増減	0	0	0	0			0	0
その他の水系	227	80,710	—	—			227	80,710
増減	-2	-210	—	—			-2	-210
海岸	10	600	—	—			10	600
増減	0	0	—	—			0	0
合計	841	265,155	439	130,040	1	100	1,281	395,295
増減	+20	+5,360	0	0	0	0	+20	+5,360

④児島湾締切堤防水門等に関する通報について

別表第40号

児島湾締切堤防 水位等通報連絡系統図



○通報の時期

- ・台風の接近などにより、異常な水位上昇の恐れがあると判断され、予め管理水位以下に水位を下げる場合。
- ・児島湖の内水位が、一定 (A.P.+1.6m) 以上に達し、今後も水位上昇が予測される場合。
- ・児島湖の内水位が、一定 (A.P.+2.0m) を越えた場合。

※A.P.=TP (東京湾平均海面水位) + 1.333m.

⑤ その他軽微な事項の変更

変更事項	変更前	変更後	H23水防計画書 該当ページ
担当課変更による 名称・連絡先の変更	鏡野町役場（総務課） 0868-54-2111	鏡野町役場（ <u>くらし安全課</u> ） <u>0868-54-2780</u>	P89
その他軽微な変更			全般

以上